

1. 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、会員の金融先物取引業の業務（以下「金融先物取引業務」という。）に関し、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会の規則（以下「法令諸規則」という。）を遵守する内部管理体制を整備し、投資者の保護と業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内部管理担当役員 会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する役員をいう。</p> <p>(2) 金融先物取引 定款第2条の2第1号に規定する金融先物取引をいう。</p> <p>(3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。</p> <p>(4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第3号に規定する店頭金融先物取引をいう。</p> <p>(5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。</p> <p>(削 る)</p> <p><u>(6) 金融先物取引業</u> 定款第2条の2第5号</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、会員の金融先物取引業の業務（以下「金融先物取引業務」という。）に関し、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会の規則（以下「法令諸規則」という。）を遵守する内部管理体制を整備し、投資者の保護と業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内部管理担当役員等</u> 会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者をいう。</p> <p>(2) 金融先物取引 定款第2条の2第1号に規定する金融先物取引をいう。</p> <p>(3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。</p> <p>(4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第3号に規定する店頭金融先物取引をいう。</p> <p>(5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。</p> <p><u>(6) 金融先物取引等</u> <u>金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為をいう。</u></p> <p>① <u>金融先物取引</u></p> <p>② <u>金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>③ <u>取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>④ <u>海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p><u>(7) 金融先物取引業</u> 定款第2条の2第5号</p>

<p>に規定する金融先物取引業をいう。</p>	<p>号に規定する金融先物取引業をいう。</p>
<p>第3条 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p>
<p><u>(内部管理担当役員の配置及び報告)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第4条 会員は、内部管理担当役員を任命し、配置</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>しなければならない。</u></p>	
<p>2 会員は、前項において配置した内部管理担当役</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>員を、別紙様式1により遅滞なく、本協会に報告</u></p>	
<p><u>するものとする。</u></p>	
<p>3 会員は、前項の報告内容に変更又は廃止がある</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>場合には、別紙様式2により遅滞なく、本協会に</u></p>	
<p><u>その内容を報告するものとする。</u></p>	
<p><u>(内部管理担当役員の資格要件)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第5条 内部管理担当役員は、会員の金融先物取引</p>	
<p><u>業務の内部管理を担当する取締役、執行役又は執</u></p>	
<p><u>行役員でなければならない。</u></p>	
<p>2 会員は、「外務員の登録等に関する規則」(以</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>下「外務員規則」という。)第11条第1項の規定</u></p>	
<p><u>による外務員登録の取消処分を受けた者につい</u></p>	
<p><u>て、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内</u></p>	
<p><u>部管理担当役員に任命してはならない。</u></p>	
<p>3 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>外務員資格取消処分を受けた者について、その決</u></p>	
<p><u>定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員に</u></p>	
<p><u>任命してはならない。</u></p>	
<p>4 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格取</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>消処分を受けた者について、その決定を受けた日</u></p>	
<p><u>から5年間は、内部管理担当役員に任命してはな</u></p>	
<p><u>らない。</u></p>	
<p>5 会員は、外務員規則第11条第1項の規定による</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>外務員の職務の停止処分を受けた者について、そ</u></p>	
<p><u>の職務停止期間中は、内部管理担当役員に任命し</u></p>	
<p><u>てはならない。</u></p>	
<p>6 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による</p>	<p>(新 設)</p>

<p><u>外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、内部管理担当役員に任命してはならない。</u></p>	
<p><u>7 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、その内部管理責任者資格の効力の停止期間中は、内部管理担当役員に任命してはならない。</u></p>	(新 設)
<p><u>(内部管理担当役員の責務)</u></p>	<u>(内部管理担当役員等の責務)</u>
<p><u>第6条 内部管理担当役員は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、当該会員の役員又は従業員に対し、法令諸規則の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。</u></p>	<p><u>第4条 会員の内部管理担当役員等は、会員の金融先物取引等の勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務が法令諸規則を遵守して適正に行われるよう当該業務に従事する役員又は従業員を指導、監督するものとする。</u></p>
<p><u>2 内部管理担当役員は、会員における営業活動が法令諸規則を遵守し、適正に行われるよう内部管理責任者を指導、監督し、法令諸規則に違反する行為（以下「法令諸規則等違反行為」という。）が発生した場合には、法令諸規則に照らし、適正に処理しなければならない。</u></p>	(新 設)
<p><u>3 内部管理担当役員は、当該会員の投資勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を定款第9条に規定する会員代表者に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p>	(新 設)
<p><u>(内部管理担当役員への交代勧告)</u></p>	(新 設)
<p><u>第7条 本協会は、内部管理担当役員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該内部管理担当役員との交代勧告をすることができる。</u></p>	
<p><u>(1) 内部管理担当役員自らが法令諸規則等違反行為を行ったとき。</u></p>	
<p><u>(2) 会員の役員又は従業員による法令諸規則等違反行為が発生した場合において、内部管理担</u></p>	

<p><u>当役員が当該法令諸規則等違反行為を隠蔽、放置した場合や、当該法令諸規則等違反行為が内部管理担当役員の指示により発生した場合等、内部管理担当役員が第6条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</u></p>	<p>(内部管理責任者の設置)</p>
<p>(内部管理責任者の配置)</p>	<p>第5条 会員は、会員の金融先物取引業務の内部</p>
<p>第8条 会員は、会員の金融先物取引業務の内部管理に従事する役職者（原則として、課長又は課長相当職以上の者とする。）のうちから内部管理責任者を任命し、配置しなければならない。</p>	<p>管理に従事する役職者（原則として、課長又は課長相当職以上の者とする。）のうちから内部管理責任者を任命するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>3 内部管理責任者には、本協会が実施する内部管理責任者資格試験の合格者を充てるものとする。</p>
<p>(内部管理責任者の資格要件)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条 本協会が実施する内部管理責任者資格試験に合格した者は、内部管理責任者となる資格を有する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 会員は、本協会が実施する内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 会員は外務員規則第11条1項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 会員は、外務員規則第11条第1項の規定による</p>	

外務員の職務の停止処分を受けた者について、その職務停止期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。

(新 設)

7 外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。

(新 設)

8 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、その内部管理責任者資格の効力の停止期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。

(内部管理責任者の責務)

(内部管理責任者の責務)

第10条 内部管理責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、会員の金融先物取引業が法令諸規則を遵守して適正に遂行されているか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。

第6条 内部管理責任者は、会員の金融先物取引業務が法令諸規則を遵守して適正に遂行されているか常時監査する等適切な内部管理を行うものとする。

2 内部管理責任者は、会員の金融先物取引に係る取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 内部管理責任者は、会員の金融先物取引等の勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員等に報告し、その指示を受けるものとする。

(新 設)

(内部管理責任者資格の取消し、停止処分)

第11条 本協会は、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第7条の規定による会員の報告内容を審査した結果、内部管理責任者(内部管理責任者であった者を含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に該当したときに所属していた会員に対し、第8条に規定する内部管理責任者資格を取消し(以下「内部管理責任者資格取消処分」という。)、又は2年以内の期間を定めてその内部管理責任者資格の効力を停止(以下「内部管理責任者資格停止処分」という。)

<p><u>第13条 第11条から前条までの手続について、必要な事項は細則で定める。</u></p>	<p>(協会への報告)</p>
<p>(協会への報告)</p>	<p><u>第7条 会員は、毎年9月末日及び3月末日現在</u></p>
<p><u>第14条 会員は、毎年7月末日現在における内部管理担当役員及び内部管理責任者の名簿を作成し、別紙様式3により本協会に報告するものとする。</u></p>	<p><u>における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の名簿を作成し、本協会に報告するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>
<p>(本協会への照会)</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第15条 会員は内部管理責任者を任命するときには、任命しようとする者が、最近5年間に本協会から処分を受けているかどうかについて、別紙様式4により事前に本協会に照会しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>2 本協会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、当該会員に回答するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(処分者に対する研修)</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第16条 会員は第11条の規定により内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(会員の内部管理責任者の配置に関する特例)</p>	<p>(細 目)</p>
<p><u>第17条 本協会に新たに加入する会員については、本協会加入の日から6か月間に限り、第9条第1項に定める資格要件を満たしていない者であっても、内部管理責任者として任命し、配置することができる。</u></p>	<p><u>第8条 第5条第3項の内部管理責任者資格試験の細目その他本規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。</u></p>
<p>(細 目)</p>	<p>(細 目)</p>
<p><u>第18条 第9条第1項の内部管理責任者資格試験の細目その他本規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。</u></p>	<p>(細 目)</p>

別紙様式 1

内部管理担当役員配置報告書

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

届出年月日
会員番号
会員名
代表役職氏名

印

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき配置した内部管理担当役員を、同規則第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

区 分	所属・役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	(※1) 就任日
内部管理担当役員			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
		(※2)	年 月 日		年 月 日

(※1) 就任日は、内部管理担当役員となった日を記載する。

(※2) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載する。

内部管理担当役員変更及び廃止報告書

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

届出年月日
会員番号
会員名
代表役職氏名

印

内部管理担当役員に変更又は廃止が生じたので、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出いたします。

記

<変更>

変更前			変更後			変更年月日
所属・役職 名	(フリガナ) 氏名	生年月日	所属・役職 名	(フリガナ) 氏名	生年月日	
						年 月 日
						年 月 日
	(※3)					年 月 日

<廃止>

所属・役職 名	(フリガナ) 氏名	(※1) 該当事項	該当年月日	(※2) 事故報告書提出年月日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
	(※3)		年 月 日	年 月 日

(※1) 該当する番号を明記すること。 1. 退職 2. 人事異動 3. 死亡 4. 金融商品事故による解雇 5. その他の事由による解雇 6. 金融商品取引業廃止 7. 登録金融機関業務廃止 8. 会社解散 上記以外の場合には、事由を記載すること。

(※2) 届出に係る内部管理担当役員に金融商品事故がある場合は、金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則第7条第1項に規定する事故報告書の提出年月日を記入すること。

(※3) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式 3

内部管理担当役員及び内部管理責任者の配置状況報告書

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会員番号
 会 員 名
 担当部長名 印

〔本報告に関する連絡先〕

担当部課名
 役 職 名
 氏 名
 電 話 番 号

〇〇〇〇年7月末日現在における内部管理担当役員及び内部管理責任者の配置状況について、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第14条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

区 分	所属・役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	(注1) 就任日	(注2) 資格取得 年月日
内部管 理担当 役員						
内部管 理責任 者						
(注3)						

- (注1) 就任日は、内部管理担当役員又は内部管理責任者となった日を記載する。
 (注2) 「資格取得年月日」欄には、内部管理責任者資格試験の合格の日付を記載する。
 (注3) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載する。

別紙様式 4

内部管理責任者の任命に係る事前照会について

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会員番号
会 員 名
担当部長名 印

〔本報告に関する連絡先〕

担当部課名
役 職 名
氏 名
電 話 番 号

内部管理責任者の任命にあたり、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第15条第1項の規定に基づき、下記の者について照会いたします。

記

NO.	氏名		フリガナ		性別	生年月日	職歴 (直前の所属会社名)
	姓	名	(セイ)	(メイ)			
1							
2							
3							
4							
5							

(注1) 外国人である場合には、外国人登録証明書等に記載された本国において使用している原語（アルファベット等）で姓・名の順で記載し、「フリガナ」にカタカナを記入すること。

(注2) 「職歴(直前の所属会社名)」には、外務員として登録のあった他の会員名を記入すること。

2. 「委員会規則」の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(諮問事項)</p> <p>第3条 自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 自主規制委員会</p> <p>① 金融先物取引業(定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)に係る自主規制ルールに関する事項</p> <p>② 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項</p> <p>(2) 業務委員会</p> <p>① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項</p> <p>② 金融先物取引業に関する広報宣伝、役職員の研修等の事項</p> <p>③ その他本協会の運営に関し自主規制委員会及び規律委員会の担当に属さない事項</p> <p>(3) 規律委員会</p> <p>① 定款第19条に基づく会員の処分に関する事項</p> <p>② 外務員の処分に関する事項</p> <p>③ <u>内部管理責任者の処分に関する事項</u></p> <p>以下略</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(諮問事項)</p> <p>第3条 自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 自主規制委員会</p> <p>① 金融先物取引業(定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)に係る自主規制ルールに関する事項</p> <p>② 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項</p> <p>(2) 業務委員会</p> <p>① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項</p> <p>② 金融先物取引業に関する広報宣伝、役職員の研修等の事項</p> <p>③ その他本協会の運営に関し自主規制委員会及び規律委員会の担当に属さない事項</p> <p>(3) 規律委員会</p> <p>① 定款第19条に基づく会員の処分に関する事項</p> <p>② 外務員の処分に関する事項</p> <p>(新 設)</p> <p>以下略</p>

3. 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>「外務員及び内部管理責任者に対する処分等に係る手続に関する細則」</u></p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第6条及び第6条の2の外務員に対する処分及び<u>「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」</u>(以下「内部管理責任者規則」という。)第11条及び第12条の内部管理責任者に対する処分並びに不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処 分 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する <u>処分又は内部管理責任者規則第11条第1項に規定する処分をいう。</u></p> <p>(2) 弁明の手続 外務員規則第6条第3項の規定に基づく <u>弁明の手続又は内部管理責任者規則第11条第3項の規定に基づく弁明の手続をいう。</u></p> <p>(3) 不服の申立て 外務員規則第6条の2の規定に基づく <u>不服の申立て又は内部管理責任者規則第12条の規定に基</u></p>	<p><u>「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」</u></p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第6条及び第6条の2の外務員に対する処分及び <u>不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処 分 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する <u>処分をいう。</u></p> <p>(2) 弁明の手続 外務員規則第6条第3項の規定に基づく <u>弁明の手続をいう。</u></p> <p>(3) 不服の申立て 外務員規則第6条の2の規定に基づく <u>不服の申立てをいう。</u></p>

づく不服の申立てをいう。

(4) 処分対象者 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する処分の対象とされる外務員又は内部管理責任者規則第11条第1項に規定する処分の対象とされる内部管理責任者をいう。

(5)～(6) (略)

第2章 弁明の手続

第3条～第6条 (略)

第3章 処分通知

(処分通知書)

第7条 本協会は、外務員規則第6条第1項及び第2項又は内部管理責任者規則第11条第1項の規定に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）を対象会員に通知する。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

第4章 不服の手続

第8条～第12条 (略)

(再弁明の期日)

第13条 申立会員の代表者若しくは 内部管理担当役員 及び処分対象者又はこれらの者の代理人（以下総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

以下略

(4) 処分対象者 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する処分の対象とされる外務員をいう。

(5)～(6) (略)

第2章 弁明の手続

第3条～第6条 (略)

第3章 処分通知

(処分通知書)

第7条 本協会は、外務員規則第6条第1項及び第2項の規定に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）を対象会員に通知する。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

第4章 不服の手続

第8条～第12条 (略)

(再弁明の期日)

第13条 申立会員の代表者若しくは 内部管理担当役員等 及び処分対象者又はこれらの者の代理人（以下総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

以下略

4. 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(取引基準の設定及び管理)</p> <p>第15条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、業務取扱規則第19条による基準(以下、「自社基準」という。)を具体的に定めなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 会員の <u>内部管理担当役員</u> は、前項における顧客との取引の管理態勢が適正に整備されていることを点検しなければならない。</p> <p>(取引の執行)</p> <p>第16条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、特別の事由なく、顧客との取引を停止又は遅延させてはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会員の <u>内部管理担当役員</u> は、第3項の検証が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(価格等の点検)</p> <p>第17条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、約定した取引価格が、第6条第1項に基づき適正なものとなっていることを点検しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会員の <u>内部管理担当役員</u> は、第1項及び第2項の点検が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取引結果の公表)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(取引基準の設定及び管理)</p> <p>第15条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、業務取扱規則第19条による基準(以下、「自社基準」という。)を具体的に定めなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 会員の <u>内部管理担当役員等</u> は、前項における顧客との取引の管理態勢が適正に整備されていることを点検しなければならない。</p> <p>(取引の執行)</p> <p>第16条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、特別の事由なく、顧客との取引を停止又は遅延させてはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会員の <u>内部管理担当役員等</u> は、第3項の検証が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(価格等の点検)</p> <p>第17条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、約定した取引価格が、第6条第1項に基づき適正なものとなっていることを点検しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会員の <u>内部管理担当役員等</u> は、第1項及び第2項の点検が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取引結果の公表)</p>

第 18 条 (略)

第 4 章 雑則

(準用)

第 19 条 業務取扱規則第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、「外国為替証拠金取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。

2 金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 7 に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第 21 号の 8 に基づく報告に関する規則第 4 条第 1 項から第 6 項 (第 3 項第 4 号、第 4 項第 4 号を除く。)、第 8 項、第 5 条及び第 6 条第 3 項の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、第 4 条第 1 項中「3 年間 (第 4 項第 4 号①に掲げる事項にあつては 3 月間)」とあるのは「3 年間」、第 8 項中「第 9 号及び前項第 3 号の日時」とあるのは「第 9 号の日時」、「1,000 分の 1 秒」とあるのは「1 秒」と読み替えるものとする。

以下略

第 18 条 (略)

第 4 章 雑則

(準用)

第 19 条 業務取扱規則第 25 条の 2 から第 25 条の 4 の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、「外国為替証拠金取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。

(新 設)

以下略

5. 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>1. ～16-2 (略)</p> <p>16-3. 点検態勢 (第 16 条第 5 項、第 6 項関係) <u>内部管理担当役員</u>は、取引中止等の発生時には、事実の速やかな公表及び事実や顧客への影響の調査、発生事由等の検証、再発防止の策定及び実施などを指揮・管理しなければなりません。特に発生事由の解明や点検については、発生当事者となる部署のみに委ねることなく、点検等が適切に行われるための組織や業務の設計、人員の配置を行うことが求められます。</p> <p>さらに会員は、検証のプロセスや内容、検証結果における判断の妥当性について、内部監査部門が事後確認する仕組みをもって、適切な業務推進に努めることが求められます。</p> <p>17-1・17-2 (略)</p> <p>17-3. 点検態勢 (第 17 条第 4 項、第 5 項関係) 16-3. と同様に、内部管理担当役員は、取引価格や判定価格の点検を指揮・管理し、点検が適切に行える態勢の整備に努めなければなりません。</p> <p>また、会員は、点検結果等について、内部監査部門による事後確認を徹底し、適切な価格をもって取引が行われる仕組み作りに注力することが求められます。</p> <p>18. (略)</p> <p>19. 準用規定 (第 19 条関係) 第 19 条では、金融先物取引業務取扱規則第</p>	<p>1. ～16-2 (略)</p> <p>16-3. 点検態勢 (第 16 条第 5 項、第 6 項関係) <u>内部管理担当役員等</u>は、取引中止等の発生時には、事実の速やかな公表及び事実や顧客への影響の調査、発生事由等の検証、再発防止の策定及び実施などを指揮・管理しなければなりません。特に発生事由の解明や点検については、発生当事者となる部署のみに委ねることなく、点検等が適切に行われるための組織や業務の設計、人員の配置を行うことが求められます。</p> <p>さらに会員は、検証のプロセスや内容、検証結果における判断の妥当性について、内部監査部門が事後確認する仕組みをもって、適切な業務推進に努めることが求められます。</p> <p>17-1・17-2 (略)</p> <p>17-3. 点検態勢 (第 17 条第 4 項、第 5 項関係) 16-3. と同様に、内部管理担当役員等は、取引価格や判定価格の点検を指揮・管理し、点検が適切に行える態勢の整備に努めなければなりません。</p> <p>また、会員は、点検結果等について、内部監査部門による事後確認を徹底し、適切な価格をもって取引が行われる仕組み作りに注力することが求められます。</p> <p>18. (略)</p> <p>19. 準用規定 (第 19 条関係) 第 19 条では、金融先物取引業務取扱規則第</p>

25 条の 2 の 2 及び第 25 条の 2 の 3 も準用することとなります。当該規定は、注文執行態勢整備と取引ルールの顧客への説明義務に関する規則です。本規則が適用される個人向け店頭バイナリーオプション取引も常時変化する売買価格を顧客に提示し、取引を行うこととなる関係上、スリッページが生ずる蓋然性が高いことから、当該規則についても準用することが適当と考えます。

また、同条第 2 項については、これまで準用していた金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4 に関する細則が、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 7 に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第 21 号の 8 に基づく報告に関する規則を制定したことに伴い廃止となりました。

そのため、これまでと同様に、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 7 に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第 21 号の 8 に基づく報告に関する規則の第 4 条第 1 項から第 6 項（第 3 項第 4 号、第 4 項第 4 号を除く。）、第 8 項、第 5 条及び第 6 条第 3 項については準用することが適当と考えます。

この場合、同規則第 4 条第 1 項中の「3 年間（第 4 項第 4 号①に掲げる事項にあつては 3 月間）」と規定されているものについては、「3 年間」、第 8 項中の「第 9 号及び前項第 3 号の日時」と規定されているものについては、「第 9 号の日時」及び「1,000 分の 1 秒」と規定されているものについては「1 秒」と読み替えを行い対応頂くこととなります。

以下略

25 条の 2 の 2 及び第 25 条の 2 の 3 （共に近日制定見込み） も準用することとなります。

当該規定は、注文執行態勢整備と取引ルールの顧客への説明義務に関する規則です。本規則が適用される個人向け店頭バイナリーオプション取引も常時変化する売買価格を顧客に提示し、取引を行うこととなる関係上、スリッページが生ずる蓋然性が高いことから、当該規則についても準用することが適当と考えます。

以下略